

平成25年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 平成25年3月12日（火） 午後3時00分～午後3時54分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第4号』平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

【図書・文化資源課】

- (1) 『議案第5号』千代田区指定文化財の指定

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局内規則及び訓令の一部改正等

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成25年度第1回区議会定例会報告

【子ども支援課】

- (1) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部改正

第 4 その他

【指導課】

- (1) 教育研究所の専任所長の任命について

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（8名）

子ども・教育部長	高山 三郎
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明

指導課長	佐藤 興二
図書・文化資源課長	柳 晃一

欠席職員（２名）

次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子

書記（２名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。
	ただいまから、平成25年教育委員会第４回定例会を開催します。
	本日、次世代育成推進担当部長と木村参事（子ども健康担当）は、他の会議に出席のため、欠席します。
	今回の署名委員は、近藤委員にお願いいたします。
近藤委員	はい。

◎日程第１ 議案

子ども総務課

- （１）『議案第４号』平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

図書・文化資源課

- （１）『議案第５号』千代田区指定文化財の指定

中川委員長	日程第１、議案に入ります。
	議案は２件あります。
	『議案第４号』平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、子ども総務課長より説明お願いいたします。
子ども総務課長	それではご報告申し上げます。
	本件につきまして、当委員会におきまして、概要についてご報告させていただきました。第1回定例会、第3回定例会と２回にわたりまして、有識者委員からいただきました意見に対する教育委員会としてのまとめについて、さまざまなご意見、ご提言をいただきました。今般それらのご指摘を踏まえた形でまとめましたので、議案として提出させていただきます。
	内容については、格別触れませんが、目次的な紹介にとどめさせていただきたいと存じます。
	完成版ということでございます。
	１、２ページに今年度の評価・対象事業について概要をご説明申し上げます。

した。

3 ページに、下段にあります。網かけ部分が今年度の対象事業でございます。

4 ページから51 ページにわたりまして、各事務事業別の個別の点検・評価シート、こちらには事業の概要、成果、コスト、そして教育委員会としての評価、これは事務局としての評価です。そして今後の方向性という形で、それぞれまとめたものが51 ページまで記載しております。

これらの自己評価を受けまして、3 名の有識者委員からのご意見をいただきましたものが、52 ページから54 ページの3 ページにわたりまして、ご意見を頂戴したところでございます。有識者委員からのご意見を教育委員会としてどのように受けとめたかという考え方のまとめにつきましては、55 ページから58 ページに記載いたしました。

以下、59 ページ以降は、資料1、2、3 となっております。この「点検・評価」の各年度ごとのテーマ設定する際のよりどころであります千代田区共有マスタープランについての概要説明、資料2 として、本年度行いました有識者会議の実績、資料3 として、本点検・評価の実施要項をつけさせていただきました。

本日、ご協議の上、ご議決いただきまして、公開の運びにしていきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、議案第4 号について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、決定することいたします。

次に、『議案第5 号』千代田区指定文化財の指定について、図書・文化資源課長より説明をお願いいたします。

図書・文化資源課長

本日は、前回の教育委員会におきましてご協議いただきました平成25 年度の千代田区指定文化財の指定につきまして、議案として提出させていただき、ご審議をいただくものでございます。

平成25 年度千代田区指定文化財の指定につきましては、紙本着色神田明神祭礼図巻3 巻と、栖岸院跡出土資料140 点の2 件を、新たに指定文化財として指定するものでございます。

紙本着色神田明神祭礼図巻は、江戸時代の神田祭礼の様子を描いたもので、3 巻からなり、図巻の長さは、あわせて49 メートル84.1 センチもあるものでございます。この祭礼図巻は、かつて千代田区内において行われた神田明神祭礼の様子を伝えるものでございまして、江戸時代後期の人々の生活と

風俗、信仰などを考える上で貴重な資料として指定するものでございます。

栖岸院跡出土資料は、大名墓の特徴を有する石室墓を中心とした墓址群から出土しました副葬品等でございます。特に墓誌や墓標によって安藤家など大名を中心とした武家墓地でございます。江戸時代後期の武家の墓制や葬送を具体的に知ることができます、区内唯一の貴重な資料として指定するものでございます。

平成25年度は、この2件につきまして、新たに指定文化財に指定したいと思います。

今回、この2件を加えますと、全部で68件の文化財指定となります。

なお、前回の教育委員会におきまして、紙本着色神田明神祭礼図巻に関するご質問がございました。1つは、祭礼に参加している町会の数が幾つあるのかということでございましたが、現在の町会数を108町会とお答えをしておりました。しかしながら、この図巻に描かれております当時は、町会とは申しておりませんが、正しくは43の町がこの図巻に描かれております。大変失礼をいたしました。

あと、もう1点でございますが、市川委員より、同じ図巻につきまして、展示に関するご質問がございましたが、明解にお答えすることができませんでした。現在、区が指定しております指定文化財、66件のうち、神田神社が所有しております文化財は10件ございます。また、神田神社には、千代田ミュージアム連絡会にも加盟しております神田明神資料館というミュージアムが神社内にございまして、これまでの指定文化財を展示をしております。神田神社にお尋ねをしましたところ、今回指定をしますこの図巻のうちの第3巻目につきましては、現在葛飾区の歴史民俗資料館に貸し出しをし、そちらで展示をしているということでございます。現時点では、スケジュールはまだ決まっておりますが、区の指定文化財指定後には、こちらの神田明神資料館での公開を検討しているということでございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

特にないようですので、議案第5号について採決します。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、決定することといたします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 千代田区教育委員会事務局内規則及び訓令の一部改正等

中川委員長

それでは、日程第2、協議に入ります。

協議は1点ございます。

初めに、千代田区教育委員会事務局内規則及び訓令の一部改正等について、子ども総務課長よりご説明お願いいたします。

子ども総務課長

それでは、資料を用いながらご説明申し上げたいと存じます。

この1枚目の表に記載のとおり、所管課は子ども総務課だけではなくて、各課にまたがっておところがございますが、本件につきましてはまとめてご説明させていただきたいと存じます。

まず、1番の「千代田区教育委員会事務局処務規則」とありますが、この処務規則というのは、各課の事務分掌とご理解いただければと思います。事務分掌の中の整理について、左側が改正後の案でございます。

新旧対照表をご覧ください。右側が現行の規定でございまして、左側が改正後の規定でございます。この下線部分について、例えば、第7条の(4)について、これは「物品の購入、工事その他の契約に関すること」、かつては子ども総務課で全て行っていたのですが、今は各課ごとで行っているのです、ここは削除ということで、その部分が、行ずれと申しますか、1つずつ繰り上がっていくとご理解いただければと思います。

子ども施設課につきましては、変更がございません。

裏面をご覧ください。

現行の中では、「発達障害等療育経費助成に関すること」というのが、子ども支援課の事務となっておりますが、ここは、後ほど説明いたしますが、児童・家庭支援センターの処務規程に移管します。したがって、この部分は削除ということで、改正させていただきます。

続きまして、学務課の(12)、「食育に関すること」という項がございます。指導課の事務の中に包含されておりますので、ここは削除ということで、特に食育がなくなるということではなくて、指導課の方に統合とご理解いただければと思います。

そして、指導課の事務の(17)でございますが、「適応指導教室に関すること」が追加になります。こちらは、現行、先行しますが、児童・家庭支援センターの事務の中で、適応指導教室に関する事務を行っておりましたものを、今般、指導課の方に移管ということでございます。

したがって、削除のための行ずれがあるところと、追加のところがあるとというのが、教育委員会事務局の処務規則の改正の内容でございます。

続きまして、繰り返しになりますが、「児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令で」でございます。こちらは、昨年12月に、さくらキッズの開設にあわせて、担当事務の整理をいたしましたところでございます。従前やっていた事務の一部を指導課の方に移管し、逆に、これまでやっておりませんでした障害児通所支援、これがまさにさくらキッズの事業でございまして、こういう事業が増えたということ、そして発達障害等療育経費助成

に関する事務につきましては、子ども支援課で行ってありましたものを、児童・家庭支援センターに移管するということでございます。

「千代田区立教育研究所処務規程の一部を改正する訓令」でございます。

現行では、適応指導教室に関する項がございましたが、規程の整理によりまして、適応指導教室に関することが教育研究所の処務規程の一部に追加というものでございます。

続きまして、「千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則」でございます。

右側の「現行」の欄をご覧ください。下線部に注目していただければと思うのですが、現行の科学教育センターの規則におきましては、対象が、「小学校および中学校」となっておりますが、今回改めまして、対象を小学校に限るということでございまして、そのように規程を改めたものでございます。現行は中学生が入っていたものですから、「児童・生徒」となっておりますが、今般、改定後は、小学生だけでございますので、「児童」というふうに整理しております。

続きまして、千代田区学校警備員勤務規程の廃止につきましてですが、こちらは、裏面が参考になりますが、この学校警備員が、本年度末をもちまして、全て廃止になります。したがって、この規定はなくなるとご理解いただくということで、学校警備員は委託化をしますので、職員としての学校警備員はいなくなるということで、この規定は廃止されます。

以上が、規則及び訓令の一部改正の内容でございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

市川委員

1つ、2つ教えてください。まず、教育委員会の処務規則ですが、第7条の4項目がなくなるということなんですが、物品の購入、工事その他契約に関することは、どこでやることになるんですか。

子ども総務課長

各課で行います。総務課だけではなくて、例えば、指導課や子ども施設課でも、これは規則ではなくて、契約事務規則の中で、部の所管課ではなくて、各課で行うということなので、この規則の中には入っていませんが、区のルールの中でそういうふうになっているものですから。

市川委員

おかしいですね。書いていないということは、該当するところがないということでしょう、こういう条文を読んだら。違うんですか。どこでもやるから書かないんだみたいな、そんな話はないと思うんだけどね。次に教えてください。

子ども総務課長

はい、分かりました。

市川委員

それから、同じようなことですが、一番下の、警備員はもういなくなるからやりませんよというのはわかるんですが、4番目の教育センターの対象を、中学校を除くといったのはどういう理由ですか。小学校だけにしたのは。

指 導 課 長	これまで科学教育センターは、自由参加にできていました。生徒数の減少により、実績として、中学生の参加が十分ではないというようなことを鑑みまして、小学校だけに対象を絞ったというものでございます。
市 川 委 員	中学生はどうするんですか。
指 導 課 長	これは科学教育センターということなので、科学の好きなお子さんを対象にしているわけですが、今回は中学生対象の事業はないということになっています。
市 川 委 員	それもよくわからない話だね。必要ないから、2番目に説明があった警備員がなくなるというのは、これははっきりしているよね。委託したんだから、要らないんだから、なくなるんだって。では、科学教育センターは、そういう意味で、要らなくなるのかというと、そうでもないんだね。他のところでやることになるわけでしょ。よくわからないのですが。
指 導 課 長	今現在は、これにかわるものを、中学生がやっているというものではないですが、この事業が改正されるときには、中学生の参加率というところで整理をしたと伺っております。
市 川 委 員	ここで本当は議論しなくてはいけないいんでしょうが、もうなくしたんですよ。
指 導 課 長	なくしました。
市 川 委 員	過去形ですよ。我々の意見なんか聞かなくなってもう、結果、そう決まってしまった以上しょうがないと思います。
子ども・教育部長	経緯経過を調べて、次回、きちんと説明できるようにいたします。
近 藤 委 員	今の部分ですが、全く知識がないので、教えていただきたいんですが、以前、理振法のようなものに基づいて、さまざまな事業ができ上がってきたようなところがありますが、この科学教育センターというのは、そういう流れのものではないわけですね。今の指導課長の発言から推測すると。
指 導 課 長	近藤委員おっしゃられるように、理振法に基づいての理科教育の推進ということではなくて、千代田区が独自に、科学教育センターを立ち上げてまして、理科の教育を充実させていこうというもので立ち上がったものです。
近 藤 委 員	分かりました。
市 川 委 員	今まで無駄遣いしてきたということですか。切り込めば、そういうことになってしまいますよね。
中川委員長	科学教育に力を入れるというのは、区の方針にはありましたよね。ですから、それが具体的にどうなっているのかわかれば、それでいいのかなと思います。
指 導 課 長	教育課程内での理科教育の充実という意味合いでは、教育目標の基本方針だとかには、十分のつとめた内容でございます。ただ、これは土曜日を活用して、任意の希望者を募ってやっているものですので、全生徒を対象に、事業を1人1人にやっていくというものではないので、理科教育の充実というのは、授業の中では行っていくという解釈をしていただければありがたいです。

中川委員長	わかりました。
	余り知りませんでした。
古川委員	私の子どもの学校でも募集があつて、高学年のお子様対象ですか、希望者が2、3名だったと思いますが、区内の小学校全体だと何名ぐらいが参加しているんですか。
指導課長	対象は、小学校5年生が対象となっています。今年度の実績で言うと、正確な数はわからないのですが、大体20名か30名ぐらいの間で推移しています。
古川委員	ありがとうございます。
中川委員長	こういう事業を募集すると、大体高学年というのは塾に行ってしまうので、そちらの方に時間をとられてしまって、なかなかこういうところに参加してくれないという話は聞きます。
	それでは、これに関しては、ほかには質問はいかがでしょうか。
近藤委員	指導課長の説明で、少し失礼な言い方になるかもしれませんが、良いことを全てやっていくというか、どんどん手が広がっていつてしまって、なかなか大変だと思うので、こういう状況にあるから中学生は除いたというようなおっしゃり方をしていただければ、それで理解できることだと思います。今のようなご説明のあり方だと、市川委員のような疑問が生じてしまう部分があるんだと思います。良いことはどんどんやらなければいけません、どちらかというと、どんどん新しいことに取り組んでいつて、それがずっと長い間継続していくというんでしょうか、ある程度先が見えてきたもの、それから余り発展的ではないものは整理しながら、また新たな部分を見つけていく、施策を練っていく、そんなことが必要なんだと思いますね。
子ども総務課長	改廃の理由について、きちんと説明する必要があつたと思います。また、次回の議案までに、しっかりその部分についても改めてご説明させていただきたいと思います。
中川委員長	わかりました。
	ということで、よろしいですか。
	(了 承)
中川委員長	では、この件に関しては、次回の教育委員会に議案として提出していただき、決定することといたします。
子ども総務課長	次回の教育委員会定例会でございますが、本日ご協議いただきましたこの案件のほかに、九段中等教育学校に、管理職による経営企画室長の新設のため、「千代田区立学校の管理運営に関する規則」、「千代田区立学校事案決定規程」及び「千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程」の3件の改正と、あと、文言整理のため、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」及び「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」の3件もご説明し、議案案件として予定しておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。その際には、きちんと提案説明を、理由も含めま

してご説明申し上げまして、提案させていただきたいと存じます。

そして、かねてからの懸案事項でございました「千代田区教育委員会の権限委任に関する規則」の一部改正についてでございます。現在、教育長に委任しております「子育てに関すること」という項を削除いたしまして、教育委員会に委任することを、現在、区の法規担当と検討しているところでございます。これに関しまして、他区等で、次世代育成の関係で、保育所入所について、具体的に申し上げますと、杉並区とか足立区では、保育所入所について不服申し立てが矢継ぎ早に出ている状況でありまして、この保育所の入所措置というのは、首長の判断でございまして、その部分については、区長からの補助執行という部分も残さずにはいけないだろうというところで、現在こうした箇所の調整といたしますか、検討を文書担当と詰めているところでございます。いずれにいたしましても、次回の教育委員会の定例会までには、この部分についてもお示しできるようにしていきたいと考えております。

子ども・教育部長

補足させていただきますと、九段中等教育学校が、先生80名を抱える中で、現在、校長が、事務室の権限も含めて、事務室長という係長級の職員を置いていたのですが、例えばクラブ活動の経費1つを分けるにしても、事務室長としては、なかなか学校の先生との対応が難しいということが課題となっておりまして今般、庁内で組織を検討いたしまして、管理職級の職員を九段中等教育学校の経営企画室長を設置し、事務的な処理は全部その管理職の責任において行う。なおかつ教育委員会等にも経営企画室長が参加をして、情報もきちんと収集し、適切な対応をするということで、組織上、当て込みが決まりました。来年度から組織の充実をさせていただきたいと思えます。

それから、もう1点の、先程の追加なんです、これは市川委員からも、夏にいろいろ課題になったのですが、全て区長の権限、子育てに関することは、教育長の全て、教育委員会を素通りという言い方なんです、教育委員会に委託、委任をし、さらにそのまま全てを教育長権限にしてしまうと。今、千代田区の場合、仮にこの不服申し立てが出るとすると、教育長に対しての不服申し立てという処理になります。ところが、元来、区長が、その辺については行政処分という形が一番好ましいということで、今の千代田区の子育ての規定では対応し切れないということから、改めてそこについても検討しております。

基本的には、教育委員会に0歳から18歳までの仕事は来ているという中で、これそのものについての課題は当然残るわけでございますが、現時点においては、教育委員会に処理をお願いすることになっていまして、今後は、仕事の内容によって、保育所だったり、教育委員会だったりすることのないように、整理をした上で、きちんと筋が通った形の整理させていただこうと考えて事務を進めておりますので、ご了承いただきたいと思います。

中川委員長

わかりました。

市川委員 中川委員長 市川委員	いかがでしょうか。 見てみないとわかりませんしね。やはり無理があるんだろうと思います。 いろいろ状況が変わってきたんですね。 元々教育委員会と首長さんというのは、セパレートする（分ける）ことに意味があったのに、仕事を通じてそういうことをなし崩しにやるというのは、今は古いと言われればそうかもしれませんが、そもそも論からすれば、こういう問題が出てくるということになるんだろうと思います。どういう案が出てくるか、それを見て述べたいと思います。 決まったからもう説明だけというのだったら、議論する必要はないですからね。
子ども・教育部長	ただ、現時点での区長の意向というのが、実はこの課題については、教育委員会でいろんな方からご意見が出た中で、区長とも、随時そういうお話が出ているということで、話をしています。現時点の中では、区長は、0から18歳までのこの取り組みについては、まだ当面はこれでやりたいというご意思がございます。では、そういうふうな中で、どういうふうにするかという事務的なことを、文書担当と詰めを今やっている最中なんですけど、いずれにしても、そこら辺については、課題として教育委員会事務局の方で認識し、今後、時間をいただいて整理するという形で、教育委員会にはご説明に上がりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
市川委員	議論はできない。でも説明はしますという説明の仕方をされても困るわけです、我々は。例えば区長さんがそうしたいからそうなっていますという説明は、法律的でもなきゃ、合理的でもないですよ。きちんと説明して、議論した結果、こちらの方がベターだということになって初めて、そうなるんであってね。したいからそうしているというのは、私はおかしいのではないのかなという気がします。
子ども・教育部長	わかりました。
市川委員	それは、最初の話にも通じることだと思うんですよ。やりたいようにやりたいというのであれば、それは何も決める必要はないのではないかって話にもなりかねないですよ。きちんと筋が通ったようにやっていただきたいなと思います。
子ども・教育部長	わかりました。
中川委員長	教育委員会が独立した組織であるということは、原則、きちんとしておかなければいけないことですね。 だから、できましたら今、経営企画室長のお話もあったんですが、本日突然に伺っていますので、もう少し、今までの経過というのが、わかれば、ありがたいと思います。もちろん校長先生が1人では処理し切れないということではありますが、組織的にどうなのかという。
子ども・教育部長	設置の理由等も含めて、次回は文書等にきちんとして、ご説明をいたします。
中川委員長	お願いいたします。

それではよろしいですか。

(了 承)

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 平成25年度第1回区議会定例会報告

子ども支援課

(1) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部改正

中川委員長

それでは、日程第3、報告に入ります。

報告は2件あります。

初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

まず、定例区議会の資料、3点ございます。1つは区長の招集挨拶であります。右とじの冊子でございますが、こちらに、区長が2月に再選いたしまして、冒頭1ページから5ページにかけまして、区政の今後の4年間、4期目に当たっての所信を述べた部分がございます。

続いて、平成25年度予算についての考え方についてお示ししています。

11ページ以降、20ページまでにかけまして、子ども施策、こちらは教育委員会にかかわる事業について触れているところでございまして、1点は、子どもの遊び場に関する基本条例について、ご自身の考え方に触れたこと。そして、昨今課題となっていますいじめ問題に対する取り組み方針の考え方。それから、子どもの健康という観点からの予防接種についての考え方について触れているところでございます。

その他、今般の取り組み課題、防災のこと、都市基盤、これは老朽化した都市基盤の更新についての考え方。そして、環境問題、第3次基本計画の改定についてのスケジュール等を載せたところでございます。

詳細は、後ほどご覧いただければと思います。

招集挨拶につきましては以上でございます。

続きまして、区議会の代表質問、一般質問についてご説明申し上げます。

A4横が総括表となっております、A4縦がその詳細の説明となっております。

総括表からご覧いただきますと、まず代表質問でございますが、4会派、4名の方からのご質問をいただきました。

まず、自民党の桜井議員からは、次世代育成施策についてのお尋ねがございました。

そして、新しい千代田の林議員からは、区立保育園の役割と運営についてのお尋ねがございました。

おめくりいただきまして、4番目、公明党の山田議員から、東日本大震災を教訓とした公共施設の維持・改修についてで、教育施設の改修についてのお尋ねがございました。

3ページ目、小枝議員からは、教育と文化施策の最重点化についてのお尋ねがございました。

おめくりいただきまして、一般質問でございます。5 ページ目、自民党の永田議員から、道徳教育についてのお尋ねがございました。

続きまして、千代田の声の寺沢議員から、道徳の教科化と心のノートの再配布でいじめ問題はなくなるのかといったお尋ねがございました。

民主党の岩佐議員からは、都会における子育て支援についてのお尋ねがございました。

おめくりいただきまして、共産党の飯島議員からは、いじめのない学校づくりのためにといったお尋ねがございました。

新しい千代田の河合議員からは、いじめ対策についてのお尋ねがございました。

行革クラブのうさみ議員からは、少子化対策についてでありまして、一般質問は6名の議員からのお尋ねがございました。

それでは、簡単ではございますが、ご紹介させていただきたいと思えます。

桜井議員からは、次世代育成施策について、5 点のポイントでのお尋ねがございました。それに対する区長の考え方は、全て記載のとおりではございますが、とりわけこの職員の定数についてお尋ねがありまして、区の職員定数の見直しに向けて、現行の定数条例の改正を図るべき時期に来たと考えるということで、あわせて、将来的な保育ニーズの動向等を見きわめながら、保育士を初めとした職員定数の見直しを行っていききたいと。職員定数の見直しをかけていきますよということ。

そして、公設公営の施設運営に当たりましては、正規職員だけではなくて、非常勤職員等、多様な雇用形態によるマンパワーの活用を図り、効率的な行財政運営を継続していくということ。

そして、麹町保育園の民営化方針の変更についての考え方でございますが、なぜ民営化方針の変更をしたかということ、3 点述べております。1 つは、早期建設を最優先とすること、そして、運営の適切な規模を考えたこと、そして、周囲との協議状況を勘案して、総合的に判断したものであるといった答弁をいたしました。

そして、今後の待機児童対策については、まず区立保育園4園、こども園2園、幼稚園6園の公設公営の12園体制を堅持していくということをお伝えしております。

そうした中で、待機児童解消のためには、民間の力も借りながら、待機児童ゼロの継続に向けて取り組んでいくということでもあります。

乳幼児人口が増えていく中で、待機児童が発生する見込みもあると。その緊急の措置として、現在、認証保育所でありますポピンズ・ナーサリー・スクール一番町を認可保育園に種別変更、転換いたしまして、定員を増やしていく中で、待機児童対策に取り組んでいくといったことをお伝えしたところでございます。

次世代育成担当部長からは、麹町保育園の整備についての近隣との関係に

ついて、当委員会でもご説明したところでございますが、近隣の方々、昨年7月に麴町保育園の旧園舎の近隣の方々にお集まりいただいて、意見交換会を行い、その後、建物のさまざまな大きさ、ボリュームのものを示しながらの説明と、いろんなバリエーションでの日影の投影図が欲しいといった声があったものですから、そういったものを郵送で送っていつているものだった説明。

そして、現在の学童クラブの状況についてでございますが、非常に学童クラブの入所希望者が増えていく中で、地区によっては、定員増をしたり、放課後子ども教室との一体的な運営を含めて、柔軟な対応をしていくといった答弁をしたところでございます。

続きまして、山田ながひで議員からは、東日本大震災を教訓とした公共施設の維持管理・改修についてということで、とりわけここは、学校の改修、そして整備についての部分がございました。

1つは、神田一橋中学校の整備でございますが、ここは設備機器の更新のみならず、情報教育の充実のための取り組みをしていくといった答弁をしたところでございます。

下段に目を転じていただきまして、九段小学校・幼稚園の整備につきましては、現在、「九段小学校幼稚園施設整備検討協議会」を設置し、5回の協議を重ねているところ。この建物は、復興小学校ということで、歴史的事実もあり、なおかつ良好な教育環境の整備、それと、災害に対応し、地域の方々の安全安心も確保するといった3つの課題をどういうふうに解決していくかという、非常に論点が明らかなんですが、さまざまな角度から協議をしているところでございます。

そして、一番問題になっておりますのは、現行の校舎が、非常に教室が狭いという、その辺が課題になっているということをご紹介しているところでございます。

5回までの協議が進み、また6回目の協議を予定しているのですが、現在のところ、まだ整備の方向性については定まっていないということが現況であるといった説明をさせていただいたところでございます。

次に、小枝すみ子議員からの、教育と文化政策の最重点化についてでございますが、千代田ミュージアム連絡会は発足後どういうふうになっているかということなんですが、現行でもさまざまな形で、美術館、博物館を学校教育の中で活用しており、そういった地の利を生かした形で、さらなる活用に積極的に取り組んでいくと。今やっている以上に、ロケーションの強みを生かしながら進めていくといった説明をしたところでございます。

続きまして、永田荘一議員から、道德教育についてのお尋ねでございます。

道德教育につきましては、千代田区におきましては、年間の指導計画の中で、計画的、発展的に取り組んでいくということ。そして、道德が教科化したときの評価方法については、他の評価のような成績評価はなじまないとい

うことを明らかにし、今後は、文部科学省の検討、中央審議会の動向を注視しながら見守っていきたいといったご答弁をしたところでございます。

そして、子ども・教育部長からは、記載のとおりでございます。

加えて、平成25年度予算の心の教育の関係の具体の説明をしたところでございます。

寺沢文子議員からも、道徳教科化と心のノートの再配布でいじめ問題はなくなるのかといった質問がございました。

これに対しまして、このノートについては、道徳の授業で補助教材として、授業の場面に応じて活用しているということ。そして、いじめをなくしていくためには、家庭の役割だけではなくて、学校においては、道徳の時間のほか、教育活動全体を通じて、教員が子どもの声に耳を傾け、子どもの内面をしっかりと把握するように努めていかなくってはならない。そして、子どもたちのさまざまにおけるストレスを上手に発散させてあげるといった工夫も必要ではないかといった答弁をしたところでございます。

続きまして、岩佐りょう子議員からは、都会における子育て支援について、歴史・文化を感じられる教育についての質問がございました。

8ページ、9ページに記載がございしますが、現行さまざまな取り組みをやっておりますが、さらに充実を図っていききたいということ。

そして、9ページの下段には、中高生の居場所づくりについてのお尋ねがありました。中高生の居場所づくりについては、厳しい状況がありますが、最近のいじめの状況などを考えると、児童館に限らず、既存施設の有効活用も図っていく中での居場所づくりということについては取り組んでいきたいといった答弁をしたところでございます。

その他は記載のとおりでございます。

続きまして、飯島和子議員から、いじめのない学校づくりのためにといったことでの質問がございました。

教育長からは、いじめについての考え方、11ページの中段に記載がございしますが、自分自身のよさを実感する「自尊感情」や自分を肯定的に認める「自己肯定感」が高くなければならないといった説明があり、そして、子どもたちのさまざまなストレス、これをなるべく少なくしてあげ、ストレスを上手に発散させてあげるといった工夫が必要ではないか。そして、やはり自尊感情とか自己肯定感がきちんと身につくような指導を心がけていきたいといった答弁を申し上げました。

そして、心のノートの取り扱いにつきましては、記載のとおりでございます。

いじめ問題に対する警察との連携につきましても、当然ですが、安易に警察に頼ったり、厳罰化を図るのではなくて、警察と協力するような解決法もあります。教育委員会としては、未然防止・早期発見・早期対応できるような対応をしていくといったこと。

そして、少人数学級についてのお尋ねについては、千代田区において、現

在小学校の1学級の平均人数は26人、中学校は33人ということで、実質的には少人数学級を達成しているのではないかといった答弁。そして、九段中等教育学校の学級編制につきましては、そもそもが実施要領の中に40名の中で運営しているといったご答弁を申し上げました。

河合議員からのいじめ対策につきまして、区長の認識、そして来年度の、今後についての説明を申し上げました。

おめくりいただきまして、学級制度の廃止、学校のシステムを見直すことといったご指摘がありましたが、義務教育という発達段階の中では、切磋琢磨し、高め合うというのが大事で、学級制度には一定の成果があると。また、学年全体の活動ですとか異年齢交流、習熟度別少人数指導、グループ学習等、柔軟な小集団を構成して、多様な人間関係は有効ですよといったご答弁を申し上げました。

また、ピア・サポートプログラムについては、ご指摘の趣旨を踏まえながら、育成を図っていくといった答弁をさせていただきました。

うさみ議員からは、区長の招集挨拶の中に、少子化対策について触れていないが、それはどういうことなのかといったご質問でしたが、ここは、少子化対策というのは、やっていないのではなくて、千代田区ほどさまざまな形で待機児童対策とか、医療費の無料化とか、加えて事業所向けの対応など、基礎的自治体で行い得るあらゆる手法で少子化対策に取り組んでいるといった答弁をしたところでございます。

大変長くなりましたが、以上が本区議会でのやりとりでございます。

加えまして、先週、子どもの遊び場に関する基本条例について、常任委員会で議案審査がございました。おかげさまでもちまして、全員賛成で、条例の議案につきましては、常任委員会では賛成をいただいているところが現在の状況でございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、次に、子ども支援課長より報告をお願いいたします。

子ども支援課長

それでは、千代田区児童育成手当条例施行規則の一部改正につきまして、子ども支援課資料に基づきまして、ご説明いたします。

改正理由でございますが、平成25年4月1日施行となる障害者自立支援法の名称変更及び平成26年4月1日施行となる同法の項ずれに伴いまして、所要の規定整備をするものでございます。

内容につきましては、裏面でございます。

まず、上段でございますが、この当該施行規則6条の2項の名称です。この変更が1つです。

下段になりますが、当該施行規則の6条第2項の、第5条第11項、これが、10条は、第10項が削除になる関係で、1つ繰り上がるような形になります。12項が11項に変更になるという改正でございます。

なお、法律の名称変更にかかる改正につきましては、平成25年4月1日、項ずれにかかる改正は、平成26年4月1日からの施行となります。

なお、公布日につきましては、平成25年2月26日、千代田区規則第4号で公布したところでございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

この件に関しまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎日程第4 その他

指導課

(1) 教育研究所の専任所長の任命について

中川委員長

それでは、特にないようですので、次に、報告事項に入ります。

各課長より、お願いいたします。

指導課長

千代田区立教育研究所の専任所長の任命について、口頭でお話し申し上げたいと思います。

かねてから、児童生徒数の減少により、今後の中等教育のあり方が議会等でも指摘をされ、今後議論を要することになっております。

教育内容の充実や教育環境等について、喫緊の課題として教育委員会としても認識をしていただいているところであります。来年度から千代田区の中等教育のあり方について検討することとなりました。

この検討会を進めるに当たりましては、千代田区の地域事情や教育内容を熟知し、地域とのつながりを維持している教育研究所の教育研究専門員の方たちを中心に、校長や地域などの意見を取りまとめ、一定の提言をしていただくことになってございます。当然、指導課と教育研究所とが連携をしながら進めていくわけですが、その中心となるべく、研究所には研究所長を中心として、効率的かつ的確に検討を進めていく必要があると認識しております。

現在、所長は、指導課長が兼務をしております。しかし、従来から行っている事業等もあわせながら、また、指導課の指導業務等、当該検討業務を同時に並行的に行うには、なかなか厳しいものがあるのかなと思っています。ついては、教育研究所所掌事務の円滑な進行を図るために、専任所長を配置するというような考えを持ちまして、専任所長の候補者を、次回、改めてご報告を申し上げたいと思っておりますので、今回は専任所長を任命する理由だけのご説明という形にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中川委員長

わかりました。

	この件に関しまして、ご意見、ご質問はよろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	外の課長からいろいろありましたら、お願いいたします。 よろしいですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	委員さんからいかがですか。
	(「なし」の声あり)
中川委員長	では、特にないようですので、以上をもって、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。